

(仮称)町田市中学校給食センター整備・運営事業

(町田忠生小山エリア・南エリア)

実施方針

2022年7月1日

2022年8月1日修正



## 《目 次》

<b>1. 特定事業の選定に関する事項</b> .....	<b>1</b>
(1) 事業内容に関する事項.....	1
(2) 特定事業の選定及び公表.....	8
<b>2. 事業者の募集及び選定に関する事項</b> .....	<b>9</b>
(1) 事業者選定に関する基本的事項.....	9
(2) 事業者の募集及び選定の手順.....	9
(3) 募集及び選定の手続き等.....	10
(4) 応募者の資格等.....	12
(5) 事業提案の審査及び優先交渉権者の決定に関する事項.....	17
<b>3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項</b> .....	<b>20</b>
(1) 責任分担の基本的な考え方.....	20
(2) 市による事業の実施状況のモニタリング.....	20
<b>4. 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項</b> .....	<b>22</b>
(1) 立地条件・敷地条件.....	22
(2) 施設構成の概要.....	23
<b>5. 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項</b> .....	<b>25</b>
<b>6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項</b> .....	<b>26</b>
(1) 基本的な考え方.....	26
(2) 本事業の継続が困難となった場合の措置.....	26
(3) 金融機関と市との協議.....	26
<b>7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項</b> .....	<b>27</b>
(1) 法制上及び税制上の措置.....	27
(2) 財政上及び金融上の支援.....	27
(3) その他の事項.....	27
<b>8. その他特定事業の実施に関し必要な事項</b> .....	<b>28</b>
(1) 議会の議決.....	28
(2) 応募に伴う費用負担.....	28
(3) 情報公開及び情報提供.....	28
(4) 問合せ先.....	28
<b>資料1 リスク分担表</b> .....	<b>29</b>

町田市(以下、「市」という。)は、民間の資金、経営能力及び技術能力の活用により、財政資金の効率的かつ効果的活用を図るため、「(仮称)町田市中学校給食センター整備・運営事業(町田忠生小山エリア・南エリア)」(以下、「本事業」という。)を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号。以下、「PFI法」という。)に基づく事業として実施することを予定している。

本実施方針は、PFI法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者(以下、「事業者」という。)の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成 30 年閣議決定)、「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」等に則り、本事業の実施に関する方針として定めたものである。

# 1. 特定事業の選定に関する事項

## (1) 事業内容に関する事項

### ① 事業名称

(仮称)町田市中学校給食センター整備・運営事業(町田忠生小山エリア・南エリア)

### ② 公共施設等の管理者等の名称

町田市長 石阪 丈一

### ③ 本事業の目的

市では、2021年1月の町田市学校給食問題協議会による『新たな中学校給食の提供方式について』の答申を受け、「全員給食・食缶形式・市所有施設・給食センター方式」による中学校給食の実施に向けた検討を進め、2022年3月に「まちだの中学校給食センター計画～おいしく食べて地域みんなで健康に！～」(以下、「基本計画」という。)を策定した。

基本計画では、市は、新たに中学校において全員給食を導入し、小・中学校9年間を通じた学校給食の取組を推進することによって、子どもたちの「豊かな心」「健康な体」「生きる力」を育み、「食を正しく選びとる力」をより強化するとしている。また、給食センターのコンセプトを「食を通じた地域みんなの健康づくり拠点」とし、「魅力的で美味しい給食を中学生たちに届けるセンター」と「地域とつながりあい、新しい価値を生み出しつづけるセンター」を、目指す姿として位置付けた。

これらを踏まえ、本事業は、市内3か所の計画地のうち、町田忠生小山エリア及び南エリアにおける中学校給食センターの建設及び施設の運営・維持管理業務を、PFI手法により包括的に発注し、民間のノウハウを活用したサービスの向上や経費削減、財政負担の平準化等に取り組み、給食センターが目指す姿を効果的・効率的に実現することを目的とする。

### ④ 本事業において市が重視する点

市は、子どもたちの感覚・感性に響く学校給食によって、子どもたちが将来にわたり、楽しく豊かな食生活に基づいた健やかな暮らしを営んでいくことができる素地を形成することを目指す。また、中学校給食センターが、中学生たちに美味しい給食を届けることと合わせて、地域の幅広い世代が食を通して健やかな暮らしを送ることに貢献することを目指す。

以上を踏まえ、中学校給食センターを整備・運営するに当たって、市は、以下に示す基本コンセプトを重視する。

#### ▼市の学校給食が大切にしているキーワード

「美しく味良く」… “見た目、味、香り、食感、音”を感じながら「美味しさ」の本質を知る
「温もり」… つくり手の“込めた思い”を感じられる食、つながりを生み出す食
「四季を愉しむ」… 旬や年中行事、食の文化、地域色に触れながら、彩りあふれた食の愉しみを学ぶ

1) 魅力的で美味しい給食を中学生たちに届けるセンター

「美しく味良く」、「温もり」を感じて「四季を愉しむ」町田市ならではの学校給食を、丁寧につくり届ける施設とする。

▼市が大切にすること

1. 安心して食べられる給食…衛生管理、食物アレルギーへの丁寧な対応

国の「学校給食衛生管理基準」「大量調理施設衛生管理マニュアル」等を遵守した安全かつ衛生的な環境で給食を提供するとともに、食物アレルギー対応の生徒に対する安全安心な給食提供を徹底する。

2. 温かくて美味しい給食…美味しさにこだわり、食材調達から調理、配送、配膳まで管理を徹底

栄養士と連携・協力しながら、質のよい食材の調達・品質管理と、“見た目、味、香り、食感、音”を感じられる、仕上がりにこだわった調理を行う。学校への配送、学校内での配膳を滞りなく実施する。

3. 町田市ならではの給食…市の農業の特徴を活かした食材選定・メニュー開発

小中学校共通の市独自の手づくりメニューや、生徒と一緒に考える献立づくり等に取り組み、生徒たちにとって給食が日々の楽しみや学びにつながる献立とする。また、市の農業の特徴に寄り添ったかたちで、地場産野菜の活用に年間を通して積極的に取り組む。

2) 地域とつながりあい、新しい価値を生み出しつづけるセンター

従来の給食センターの枠に留まらず、地域の幅広い世代に対して、給食を食べる機会や食に関する学び・体験の機会等を提供し、食をテーマにした多様な健康づくりと世代間交流を促進する、給食センターとしての新たな価値形成を追求する。

▼市が大切にすること

1. 食や健康についての理解を深める…栄養調理技術を活かした情報・体験提供

栄養バランスの優れた給食を「食べる」ことによる健康づくりや、食や健康に関する情報発信や体験提供、イベント実施等の「食を知る・学ぶ」ことによる健康づくり等、食と健康をテーマにした多様な活動を展開することにより、地域の健康増進につなげるとともに、新たな出会い・交流の場を創出する。

2. 地域の人々が活躍できる…地域活動の場、地域雇用、地産地消による農業活性化

施設周辺の特徴を活かして多様な主体と連携し、地域の人材を最大限活用することで、給食提供に留まらない新たな取組を展開させ、地域活動の場や地域雇用を創出する。また、給食に地場産の食材を積極的に使用することで地域農業の活性化を促すとともに、地元生産者の方々と地域の方々をつなぐ役割を担う等、地域全体での地産地消の推進に取り組む。

3. 地域の循環を生み出す…災害時にも頼りになる、環境への配慮、異分野連携  
地域と連携しながら、食の面で地域の災害対応の一翼を担う。また、給食センターが環境に与える負荷を低減する取組や、地域の良好な環境の創出に貢献する取組を積極的に行う。さらには、地域を支える様々な異分野の事業とコラボレーションすることによって、地域の循環を生み出す。

## ⑤ 事業の内容

### 1) 施設の概要

#### a) 町田忠生小山エリア給食センター

ア) 事業用地:町田市山崎町 1298 番地 1(旧忠生第六小学校)

イ) 供給基本能力:生徒数推計等(要求水準書(案)を参照。)を踏まえ、長期にわたって安定的・効率的に提供できる能力を備える

ウ) 対象学校:8校(町田第一・町田第二・町田第三・木曽・山崎・忠生・小山田・小山の各中学校)

エ) 併設する施設:消防器具置場

#### b) 南エリア給食センター

ア) 事業用地:町田市南成瀬七丁目 17 番 1 号(東光寺公園調整池上)

イ) 供給基本能力:生徒数推計等(要求水準書(案)を参照。)を踏まえ、長期にわたって安定的・効率的に提供できる能力を備える

ウ) 対象学校:5校(南大谷・南・成瀬台・南成瀬・つくし野の各中学校)

エ) 併設する施設:街区公園、雨水調整池

### 2) 事業方式

本事業は、事業者が本施設の建設を行った後、市に本施設の所有権を移転し、事業期間の終了までの間、本施設の運営及び維持管理を行う方式(BTO方式)とする。

### 3) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から 2040 年3月 31 日までとする。

#### a) 町田忠生小山エリア給食センター

設計・建設期間:事業契約締結日(2023 年3月を予定)から 2025 年1月まで(1年 10 か月)

開業準備期間:2025 年2月から 2025 年3月まで(2か月間)

供用開始年月日:2025 年4月 1 日

運営・維持管理期間:供用開始日から 2040 年3月まで(15 年)

#### b) 南エリア給食センター

設計・建設期間:事業契約締結日(2023 年3月を予定)から 2025 年6月まで(2年3か月)

開業準備期間:2025年7月から2025年8月まで(2か月間)

供用開始年月日:2025年9月1日

運営・維持管理期間:供用開始日から2040年3月まで(14年7か月)

#### 4) 事業者の業務範囲

事業者が、PFI法に基づき、本施設を整備、運営・維持管理等することを事業の範囲とする。具体的な業務内容については、募集要項及び付属資料(要求水準書、事業者選定基準、様式集、事業契約書(案)、基本協定書(案))(以下、「募集要項等」という。)において示す。

本事業における事業者の業務範囲は、次のとおりを想定する。

##### a) 施設整備業務

- ・ 設計業務(基本設計・実施設計)
- ・ 建設業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 調理設備等調達業務
- ・ 食器食缶等及びコンテナ調達業務
- ・ 施設備品等調達業務
- ・ 配送車両調達業務

※設計業務、建設業務及び工事監理業務は、併設施設を事業範囲に含む。

##### b) 開業準備業務

##### c) 維持管理業務

- ・ 建築物維持管理業務
- ・ 建築設備維持管理業務
- ・ 附帯施設維持管理業務
- ・ 調理設備維持管理業務
- ・ 食器食缶等及びコンテナ維持管理・更新業務
- ・ 施設備品等維持管理業務
- ・ 配送車両維持管理業務
- ・ 外構等維持管理業務
- ・ 環境衛生管理・清掃業務
- ・ 警備業務
- ・ 修繕業務

※外構等維持管理業務、環境衛生管理・清掃業務、警備業務及び修繕業務は、雨水調整池を事業範囲に含む。

##### d) 運營業務

- ・ 食材調達・検収支援業務
- ・ 給食調理業務
- ・ 洗浄等業務
- ・ 配送及び回収業務

- ・ 学校における配膳業務(直接搬入品の受入れを含む)
  - ・ 残渣等処理業務(直接搬入品及びその容器等の回収を含む)
  - ・ 各業務に付随する日常の衛生管理業務
  - ・ 学校給食運営支援業務(献立作成、食育支援等)
  - ・ 広報・災害対応・利用者対応等業務
- e) 給食センターの新たな価値形成に係る取組 (事業内提案事業・自主事業)

5) 市が行う業務

本事業のうち、市が行う業務は、以下のとおりとする。

- a) 施設整備業務
- ・ 学校の配膳室等改修工事
- b) 運營業務等
- ・ 食材調達・検収業務
  - ・ 献立作成・栄養管理・食育業務
  - ・ 衛生管理・調理指示業務
  - ・ 食数調整決定
  - ・ 検食
  - ・ 給食費の徴収管理業務
  - ・ 配膳室等維持管理業務
  - ・ 消防器具置場運營業務
  - ・ 街区公園維持管理業務

なお、市が行うとしている業務のうち、事業者側で実施可能な業務がある場合は、その業務に関する実施計画書(方針・体制・所要費用)を、市に提案することができる。

※上記の提案を行う場合は、提案価格には含めず、別途提案すること。

※事業者は、市に対して同上の提案を、契約期間中いつでも行うことが可能である。

6) 給食センターの新たな価値形成に係る事業内提案事業及び事業者の提案による自主事業

市の給食センターは、基本計画に定めた「食を通した地域みんなの健康づくり拠点」を目指すものであり、市は事業者に対し、給食センターが学校給食の提供に留まらない新たなサービス・価値を、地域に提供するための多様な取組の実施を求め、もって、地域の健康増進と地域経済の活性化、市の財政支出の軽減等の多面的な効果を期待する。

上記の取組は、以下の表のとおりに大別する。いずれの取組も、「食を通した地域みんなの健康づくり拠点」の形成を具現化する取組であることは共通しているが、以下の表に記載の点で異なる。



▼事業内提案事業と自主事業の比較

	事業内提案事業	事業者の提案による自主事業
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要求水準書において事業者に具体的な取組内容の提案を求めるもの</li> <li>・その他、サービス対価内で事業者から実施の提案をするもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の独立採算により実施する収益型事業</li> </ul>
業務の位置付け	運營業務のひとつ(市の委託業務)	事業者が自主的に行う業務
費用負担	サービス対価に含む	事業者の負担
市への収益還元	事業による収益は、全額市に属する	事業による収益は、全額事業者に属する。ただし、収益の市への一部還元を提案できる。

事業内提案事業及び自主事業の内容は事業者の提案によるものとする。地域へのサービス提供及び市の財政負担軽減に効果がある場合には、施設内に自主事業の実施に必要な施設機能や設備を事業者の責任及び費用により導入することができる。実施に当たっての条件等の詳細については、募集要項等において示すが、以下の条件を満たさないと市が認めた場合には、市は事業内提案事業及び自主事業の中止を指示することがある。

なお、事業者は、事業内提案事業及び自主事業に関する提案を、市に対して契約期間中いつでも行うことが可能である。

- a) 施設整備や自主事業の運営において、主体事業である本施設の運營業務及び維持管理業務に影響を及ぼさないこと。
- b) 学校給食法を始めとする各種法令、指針、基準等の趣旨に反することのない事業であること。
- c) 市から許可を受けた内容と異なる事業内提案事業及び自主事業を実施しないこと。
- d) 自主事業実施に伴うすべての費用及びリスクは、事業者の負担であること。
- e) 自主事業実施に伴い、事業者の新たな投資により形成された資産については、契約期間満了時において事業者の責任において撤去又は処分を行うこと。

市は、本事業について国からの交付金の交付を受けることを想定しているが、事業者が提案する自主事業の内容が、地域へのサービス提供及び市の財政支出の軽減に対して効果が高いと認める場合においては、国からの交付金の交付を受けないことも想定する。

7) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりである。市は、本件整備・運營業務に関する対価として、事業者の提案を基に決定した金額を、市と事業者が締結する事業契約に定めるところに従って、事業者に支払うものとする。

a) 建設の対価

市は、施設整備費用に相当する対価のうち、募集要項等に定める一定額(国庫補助額及

び市が借入する地方債に相当する金額)を建設期間終了後速やかに支払い、その残額を運営・維持管理期間中において均等に支払うものとする。なお、自主事業の実施により国の交付金の交付を受けない場合における建設期間終了後に支払う対価は、市が借入する地方債に相当する金額となる。

b) 運営・維持管理の対価

市は、運営開始日から事業期間終了日までの間(運営・維持管理期間)において、事業者が実施する開業準備に要する費用及び運営・維持管理業務に要する費用に相当する対価を支払うものとする。

なお、運営・維持管理期間中に支払う対価は、給食提供日数(基準日数)を前提に算出された提案金額をもとに、基準日数よりも多い(又は少ない)日数の給食提供を行った場合に、増減させる。増減調整は、応募者より提案された給食提供1日あたりの変動金額に基づき行う。

詳細については、募集要項等において示す。

c) 自主事業の収益

事業者は、自主事業を実施する場合、自主事業に係る売上を自らの収入とすることができるとともに、その収益の一部を市に還元することを提案できる。なお、自主事業の実施に必要な経費や光熱水費等は、すべて事業者の負担とする。

8) 施設使用料

事業者が本施設を活用して自主事業を実施する場合は、原則として、町田市行政財産使用料条例に基づき、施設使用料を徴収する。詳細については、募集要項等において示す。

9) 光熱水費、通信費等の負担

本事業に係る光熱水費及び通信費等は、すべて事業者が負担する。事業者は、業務遂行にあたり、環境負荷の低減、及び本事業に係る市の財政負担の軽減の両観点から、光熱水費等の削減に努めること。

10) 新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症対策の徹底

新型コロナウイルス感染症を始めとする各種の感染症について、感染予防及び拡大防止を徹底するため、本施設の設計、建設・工事監理、開業準備、維持管理及び運営業務の各段階において、十分に配慮するとともに、適切な対策を講じること。

11) 地域経済の活性化

事業者は、本事業が地域経済の活性化に資するものとなるよう、地域住民の積極的な雇用や、市内事業者との連携に努めるものとする。

12) 遵守すべき法制度等

市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、PFI法及び「民間資金等の活用による公共施

設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」のほか、学校給食法や建築基準法等関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

## (2) 特定事業の選定及び公表

---

### ① 特定事業選定の基本的考え方

市が本事業をPFI方式で実施することにより、従来方式で実施した場合に比べ、事業期間を通じて市の財政支出の縮減が期待できる場合又は市の財政支出が同一の水準である場合において公共サービス水準の向上が期待できる場合に、本事業を特定事業として選定する。

### ② 特定事業選定の手順

市の財政支出見込み額の算定に当たっては、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政支出額の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

公共サービスの水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

### ③ 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合には、市ホームページ等を用いて速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないこととした場合にも、同様に公表する。

## 2. 事業者の募集及び選定に関する事項

### (1) 事業者選定に関する基本的事項

#### ① 選定の方法

本事業では、設計、建設・工事監理、開業準備、運営・維持管理の各業務及び応募者の提案に基づき任意で実施する自主事業において、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウに基づいた、創意あふれる効率的かつ効果的な事業実施が求められる。また、長期に及ぶ事業期間において、確実に事業遂行ができる総合的な能力が求められる。

このことから、事業者の選定は、競争性・透明性の確保に配慮した上で、市の性能発注に対する事業者の技術提案と提案価格を総合的に評価する、公募型プロポーザル方式により実施する。

#### ② 審査の方法

審査は、資格審査と提案審査の二段階で実施する。

##### 1) 資格審査

市は、応募者に対し、参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。

##### 2) 提案審査

市は、資格審査通過者に対し、提案内容を記載した事業提案書の提出を求める。

#### ③ 選考委員会の設置と評価

市は、事業者の選定を公平かつ適正に実施するため、学識経験者及び市職員等から構成される(仮称)町田市中学校給食センター整備運営事業候補者選考委員会(以下、「選考委員会」という。)を設置する。選考委員会は、事業者提案の審査及び評価を行う。

なお、応募者が、優先交渉権者決定前までに、選考委員会の委員に対し、事業者選考に関して自己に有利になることを目的として、接触等の働きかけを行った場合は、当該応募者を失格とする。

### (2) 事業者の募集及び選定の手順

事業者の募集・選定スケジュール(予定)は、次のとおりとする。

#### ▼募集・選定スケジュール

日程 (予定)	内容
2022年7月1日	・実施方針等の公表
2022年7月6日	・実施方針等に関する説明会
2022年7月1日～13日	・実施方針等に関する質問受付
2022年8月上旬	・実施方針等に関する質問回答の公表
2022年8月上旬	・特定事業の選定

2022年8月上旬	・募集要項等の公表
2022年8月上旬	・給食センター予定地・配送予定校現地見学会
2022年8月上旬～中旬	・募集要項等に関する質問受付(1回目)
2022年8月下旬	・募集要項等に関する質問回答の公表(1回目)
2022年8月下旬～9月上旬	・募集要項等に関する質問受付(2回目)
2022年9月下旬	・募集要項等に関する質問回答の公表(2回目)
2022年9月下旬	・参加表明書の受付締切
2022年10月上旬	・資格審査結果の通知
2022年11月中旬	・事業提案書の受付締切
2022年11月中旬	・事業提案書の審査
～2022年12月下旬	
2022年12月下旬	・事業提案書のプレゼンテーション審査
2022年12月下旬	・優先交渉権者、次点候補者の決定及び公表
2023年1月上旬	・基本協定の締結
2023年1月下旬～2月上旬	・事業契約の仮契約の締結
2023年3月	・本契約締結

### (3) 募集及び選定の手続き等

#### ① 要求水準書(案)添付資料の個別貸与

要求水準書(案)の添付資料のうち個別貸与としているものについて、貸与を希望する者は、以下の書類を提出すること。

- |         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 1) 提出書類 | 「要求水準書(案)添付資料の貸出申請書」(様式第1号) |
| 2) 提出媒体 | 紙媒体(要押印)                    |
| 3) 提出先  | 「8. (4) 問合せ先」に郵送又は持参すること。   |

#### ② 実施方針等に関する説明会の開催

実施方針等の内容について、次のとおり説明会を開催する。

- |         |  |
|---------|--|
| 1) 開催日時 | 2022年7月6日(水)14時から(1時間程度)               |
| 2) 開催場所 | Web会議システム(Zoom)を用いる。                   |
| 3) 参加者  | 本事業への参加を希望する事業者とする。                    |
| 4) 開催概要 | 市から実施方針及び本事業に関する説明を行い、参加者からの質疑は受け付けない。 |

説明会に参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。

- |         |                               |
|---------|-------------------------------|
| 1) 提出書類 | 「実施方針等説明会参加申込書」(様式第2号)        |
| 2) 提出媒体 | 電子データ(文書形式はMicrosoft-Wordとする) |
| 3) 申込期限 | 2022年7月5日(火)17時まで             |
| 4) 提出先  | 「8. (4) 問合せ先」にE-Mailで提出すること。  |

※件名は「実施方針等説明会(社名)」と表記し、開封確認設定を付すこと。

### ③ 実施方針等に関する質問及び意見の受付、回答の公表

実施方針等に記載した内容に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

- 1) 提出書類 「実施方針等に関する質問書」(様式第3号)又は「実施方針等に関する意見書」(様式第4号)
- 2) 提出媒体 電子データ(文書形式はMicrosoft-Wordとする)
- 3) 提出期限 2022年7月13日(水)17時まで
- 4) 提出先 「8.(4) 問合せ先」にE-Mailで提出すること。  
※件名は「実施方針等に関する質問書」には「実施方針質問(社名)」、「実施方針等に関する意見書」には「実施方針意見(社名)」と表記し、開封確認設定を付すこと。  
※質問と意見の両方を提出する場合は、それぞれ別のメールで提出すること。
- 5) 回答公表 2022年8月上旬を予定
- 6) 回答方法 質問及び意見に対する回答は、質問者等の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、市ホームページで一括して公表する。  
※事業者等から提出のあった質問及び意見のうち、市が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがある。  
※質問及び意見の内容を考慮して、本実施方針等の内容を変更する場合がある。

### ④ 特定事業の選定及び公表

実施方針等に対する意見等を踏まえ、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認められる場合、PFI法第7条に基づき、本事業を特定事業として選定し、2022年8月上旬に公表する。

### ⑤ 募集要項等の公表、募集要項等に関する質問の受付、回答の公表

2022年8月上旬に募集要項等の公表を行い、その後、募集要項等に関する質問・回答を2度行う予定である。

### ⑥ 参加表明書(資格確認申請書を含む)の受付、資格確認通知書の発送

応募者は、参加表明書(資格確認申請書を含む。)を期限までに提出すること。資格確認の結果は、応募者(代表企業)に対して資格確認通知書を発送し、通知する。

#### ⑦ 事業提案書の提出

資格審査通過者は、本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した事業提案書を、期限までに提出すること。提案方法の詳細は、募集要項等において示す。

#### ⑧ 事業提案書の審査

事業提案書が提出された後、選考委員会は、事業者選定基準に従い、事業提案の審査及び評価を行う。

#### ⑨ 優先交渉権者及び次点候補者の決定並びに審査結果の公表

市は、選考委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点候補者を決定し、優先交渉権者及び次点候補者の代表企業に通知する。

審査の結果及び評価は、市ホームページにおいて公表する。

#### ⑩ 基本協定の締結、仮契約の締結

市は、優先交渉権者と基本協定を締結し、優先交渉権者の構成員により設立される特別目的会社(以下、「SPC」という。)と仮契約を締結する。

#### ⑪ 本契約の締結

町田市議会の議決を経た後に、市と事業者は本契約を締結する。

### (4) 応募者の資格等

---

#### ① 応募者が備えるべき資格

##### 1) 応募者の構成等

- a) 本事業の応募者は、本施設の設計業務を行う者、建設業務を行う者、工事監理業務を行う者、調理設備等調達業務を行う者、調理業務を行う者及び維持管理業務を行う者等により構成されるグループとする。同一の者が複数の業務を兼ねて行うことを妨げない。
- b) 応募者を構成する者のうち、「③SPCの設立等に関する要件」に示すSPCに出資を予定し、SPCから直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者を「構成員」、構成員以外の者で、SPCから直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者を「協力企業」とする。応募者を構成する者は、参加表明書提出時に構成員又は協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。
- c) 応募者は、参加表明書提出時に構成員の中から「代表企業」を定め、必ず当該代表企業が応募手続を行うこと。
- d) グループの構成員は、他のグループの構成員になることはできない。また、グループの構成員と資本関係及び人的関係にある者は、他のグループの構成員として参加することはできない。  
なお、資本関係及び人的関係にある者とは、以下の基準に該当する者をいう。

ア) 資本関係

次のいずれかに該当する者。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下、同じ。)又は子会社の一方が更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項の規定による更生会社をいう。以下、同じ。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号の規定による再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- i 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下、同じ。)
- ii 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ) 人的関係

次のいずれかに該当する者。ただし、i については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号の規定による再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- i 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ii 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人(会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任されたものをいう。)を現に兼ねている場合
- iii その他事業者選定手続の適正さが阻害されると認められる場合

ウ) その他 ア)又は イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2) 応募者の参加資格要件(共通)

応募者の構成員又は協力企業が次のいずれかに該当する場合は、応募者になることができない。なお、子会社又は親会社が該当する場合を含む。

- a) PFI法第9条各号に該当する者
- b) 町田市入札参加資格停止措置要綱(昭和62年5月1日適用)による入札参加資格停止措置又は町田市契約における暴力団排除措置要綱(平成21年12月1日施行)による入札参加資格停止措置期間中である者
- c) 経営不振の状態にあると認められる者(会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、市が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。)
- d) 直近営業年度における法人税、法人事業税(地方法人特別税を含む)、消費税及び地方消費税を滞納している者
- e) 「町田市契約における暴力団排除措置要綱に関する特約」第3条第1項各号に該当する者
- f) 子会社又は親会社がc)からe)までのいずれかに該当する法人
- g) 選考委員会の委員が属する団体及び関連団体(研究室、企業又はその企業の子会社若しくは親会社等)
- h) 市が、本事業についてアドバイザー業務を委託している三菱UFJリサーチ&コンサル



ティング株式会社、及び、同社が本アドバイザー業務の一部を委託している弁護士法人関西法律特許事務所、株式会社学給絵所舎並びに株式会社岩田幸司設計事務所と資本関係又は人的関係のある者

### 3) 応募者の参加資格要件（業務別）

応募者の構成員及び協力企業のうち、設計業務を行う者、建設業務を行う者、工事監理業務を行う者、調理設備調達業務を行う者、調理業務を行う者及び維持管理業務を行う者等は、上記の共通要件のほか、次の要件をそれぞれすべて満たすこと。

#### a) 設計業務を行う者

次に掲げる要件を満たすこと。ただし、設計業務を複数の事業者で実施する場合は、少なくとも1者がすべての要件を満たし、以下に示すア)、イ)及びウ)の要件については、すべての事業者がそれぞれすべて満たすこと。

- ア) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- イ) 参加表明書の受付締切日から提出書類(事業提案書)の提出締切日までの間において、建築士法第 26 条第 2 項の規定による監督処分を受けていないこと。
- ウ) 参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて市に登録があり、申請業種が「建築設計」であること。
- エ) HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。なお、この場合の「HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。」とは、HACCP 認証取得施設、ISO 22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の設計実績、ドライシステムの学校給食施設の設計実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、又は HACCP に関する審査員資格等を有する者を本事業に従事させること等をいう。(以下、同じ。)
- オ) 2012 年 4 月 1 日から参加表明書の受付締切日までの間に、1 回 3,000 食以上を提供する学校給食施設又は集団調理施設の設計実績(基本設計又は実施設計)を有していること。

#### b) 建設業務を行う者

次に掲げる要件を満たすこと。ただし、建設業務を複数の事業者で実施する場合は、少なくとも1者がすべての要件を満たし、以下に示すア)、イ)、ウ)及びカ)の要件については、すべての事業者がそれぞれすべて満たすこと。

- ア) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第3条第1項の規定に基づく建築工事業に係る特定建設業の許可を有していること。
- イ) 参加表明書の受付締切日から提出書類(事業提案書)の提出締切日までの間において、建設業法第 28 条の規定による監督処分を受けていないこと。
- ウ) 参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて市に登録があり、申請業種が「建築工事」であること。

- エ) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、建築一式工事の総合点数が900点以上であること。総合点数については、最新のものに限り。
  - オ) 2012年4月1日以降に、国、地方公共団体が発注した延床面積2,000㎡以上の公共施設の施工を代表企業として履行した実績を有していること。
  - カ) 工事監理業務を行う者と、同一企業又は資本面若しくは人事面において関連がないこと。
- c) 工事監理業務を行う者
- 次に掲げる要件を満たすこと。ただし、工事監理業務を複数の事業者で実施する場合は、少なくとも1者がすべての要件を満たし、以下に示すア)、イ)、ウ)及びかの要件については、すべての事業者がそれぞれすべて満たすこと。
- ア) 建築士法第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
  - イ) 参加表明書の受付締切日から提出書類(事業提案書)の提出締切日までの間において、建築士法第26条第2項の規定による監督処分を受けていないこと。
  - ウ) 参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて市に登録があり、申請業種が「建築設計」であること。
  - エ) HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。なお、この場合の「HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。」とは、HACCP 認証取得施設、ISO 22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等によりHACCPと同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の設計実績、ドライシステムの学校給食施設の設計実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、又はHACCP に関する審査員資格等を有する者を従事させること等をいう。
  - オ) 2012年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に、1回3,000食以上を提供する学校給食施設又は集団調理施設の工事監理実績を有していること。
  - カ) 建設業務を行う者と、同一企業又は資本面若しくは人事面において関連がないこと。
- d) 調理設備等調達業務を行う者
- 次に掲げる要件を満たすこと。ただし、調理設備等調達業務を複数の事業者で実施する場合は、少なくとも1者がすべての要件を満たし、以下に示すア)の要件については、すべての事業者がそれぞれ満たすこと。
- ア) 参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて市に登録があり、申請業種が「家電・カメラ・厨房機器等」であること。
  - イ) 2012年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に、1回3,000食以上を提供する学校給食施設又は集団調理施設における調理設備等の調達業務の実績を有していること。
- e) 調理業務を行う者
- 次に掲げる要件を満たすこと。ただし、調理業務を複数の事業者で実施する場合は、少なくとも1者がすべての要件を満たし、以下に示すア)の要件については、すべての事業者がそれぞれ満たすこと。
- ア) 参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて市に登録が

あること。

- イ) HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。なお、「HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。」とは、HACCP 認証取得施設、ISO 22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っている認められた施設の運営実績、ドライシステムの学校給食施設の運営実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、又は HACCP に関する審査員資格等を有する者を従事させること等をいう。
- ウ) 2012 年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に、1 回 3,000 食以上を提供する学校給食施設又は集団調理施設等における調理業務の運営能力を有していること。
- エ) 各施設において1回当たりに提供する最大食数以上の食数を調理する学校給食施設又は集団調理施設等における実務経験が 10 年以上で、かつ、管理栄養士、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有する者を、調理責任者として各施設に1名以上ずつ、当該調理業務を実際に行う企業の正規職員として配置できること。
- f) 維持管理業務を行う者
  - ア) 参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて市に登録があること。
- g) その他の業務を行う者
  - ア) 参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて市に登録があること。

## ② 参加資格の確認等

- 1) 参加資格確認基準日は、参加表明書の受付締切日とする。参加表明書提出後において、応募者の構成員又は協力企業を追加・変更することは、以下の2)乃至3)に規定する場合を除いて認めない。
- 2) 資格確認通知書を受けた応募者の構成員及び協力企業のいずれかが、参加資格確認基準日から事業提案書提出までの間に、「応募者の参加資格要件（共通）」に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合、又は「応募者の参加資格要件（業務別）」を満たさなくなった場合（以下、「参加資格要件を欠く等の事態」という。）には、当該応募者は失格となる。

ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠く等の事態に至った場合は、次の場合に限り、事業提案書審査に参加できる。

- a) 応募者が、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、市が参加資格等を確認し、これを認めたとき。
- b) 構成員又は協力企業が複数である応募者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業ですべての参加資格等を満たすことを市が認め

たとき。

- 3) 事業提案書提出後から事業契約締結までの間に、応募者の構成員又は協力企業のいずれかが、参加資格要件を欠く等の事態に至った場合には、当該応募者は失格となる。この場合、優先交渉権者となった応募者が失格となった場合は、次点候補者を繰り上げる。

ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠く等の事態に至った場合は、次の場合に限り、当該応募者の参加資格、優先交渉権者又は次点候補者としての地位を引き続き有効なものとして取り扱う。

- a) 当該応募者が、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、市が参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、補充する構成員又は協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠いた日とする。
- b) 構成員又は協力企業が複数である応募者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業で、すべての参加資格等を満たし、かつ、設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が判断したとき。

### ③ SPCの設立等に関する要件

- 1) 優先交渉権者の構成員は、仮契約締結前までに、本事業を実施するSPCを町田市内に設立すること。
- 2) SPCは、会社法に定める非公開会社(株式会社のうち公開会社(その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社)でないもの)であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社とする。
- 3) 優先交渉権者の構成員は、SPCの株主総会における全議決権の3分の2を超える議決権を保有すること。また、代表企業は出資者の中で最大出資比率とすること。
- 4) SPCの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでSPCの株式を保有することとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。

## (5) 事業提案の審査及び優先交渉権者の決定に関する事項

---

### ① 事業提案の審査

市は、審査に係る公平性、透明性及び客観性を確保するため、学識経験者・市職員等で構成する選考委員会を設置する。選考委員会は、事業者選定基準に従って事業提案の審査及び評価を

行う。

なお、選考委員会の委員の構成については、募集要項等において示す。

## ② 事業者選定基準

事業者選定基準は募集要項等において示すが、1-(1)-④に規定する「本事業において市が重視する点」から、本事業が効率的かつ効果的に実施されるかについて、以下の項目にわたって審査を行う予定である。

- (ア) 事業計画に関する事項
- (イ) 調理水準に関する事項
- (ウ) 衛生水準に関する事項
- (エ) 自然環境・地域への配慮、防災・災害対応に関する事項
- (オ) 給食センターの新たな価値形成に関する事項
- (カ) 市の財政支出額

本事業では、給食調理が安全・美味しく・迅速・確実に実施できることと合わせて、施設や人的資源を活用した「地域の健康増進」、「地域経済の活性化」、「公共施設の多機能化及び利活用の促進」等に資する取組の実施を重視している。また、事業の各段階において、市の多様な主体や事業者、異分野・異業種との幅広い連携による多彩な活動の展開により、地域の雇用や地域生活の新たな価値が創出されることを高く評価する。

加えて、収益化が可能な自主事業を積極的に行うことにより、本事業に係る市の財政負担が軽減されることを期待しており、上述の地域生活に対する価値創出等と並んで、これを高く評価する。

## ③ 優先交渉権者及び次点候補者の決定

市は選考委員会の意見を踏まえ、本事業の優先交渉権者及び次点候補者を決定する。

## ④ 契約の締結

市は、優先交渉権者と協議を行い、協議が整った場合には、優先交渉権者と基本協定を締結する。優先交渉権者と協議が整わない場合は、市は次点候補者と協議を行うこととする。

市は、契約候補者と基本協定を締結した後、町田市議会に契約議案を上程するのに先立って仮契約を締結し、議決を経た後、本契約を締結する。

## ⑤ 提案内容の取扱い

- 1) 応募者から提出された事業提案書について、その著作権は事業者に属するものとする。
- 2) 市は、本事業の公表時その他市が必要と認める場合、事業提案書の全部又は一部を無償で利用することができるものとする。また、事業者から提出される事業提案書その他の書類は、町田市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となる。
- 3) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管

理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

- 4) 選定終了後、提出書類の返却は行わない。

### 3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### (1) 責任分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉かつ質の高いサービスの提供を受けることを目指すものである。事業者が担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者自らの負担で対応するものとする。ただし、事業者のみでは対応することが難しい、また、市が対応することに合理的な理由があるリスクについては、市が責任の一部又は全部を負うものとする。

予想されるリスク及び事業者と市との責任分担は、資料1「リスク分担表」のとおりであるが、事業者からの意見等を踏まえた上で、募集要項等において改めて示す。

#### (2) 市による事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が事業契約書等に定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に定められた要求水準が達成されていることを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、モニタリングを行う。

モニタリングに必要な費用のうち、市が実施するモニタリングに係る費用は、原則として市が負担する。事業者自らが実施するモニタリングに係る費用や、市が実施するモニタリングに必要な書類の作成等に係る費用は、事業者の負担とする。

詳細なモニタリングの方法とその内容等は募集要項等において示すが、現時点で想定しているモニタリングの実施時期等は次のとおりである。

##### ① モニタリングの実施時期等

###### 1) 建設段階

市は、工事期間中、定期的に事業者の実施する施工内容を確認する。また、市が要請した場合には、事業者は施工内容の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を行う。

工事完成・施設引渡し時に、事業者は、工事完成図書(出来高管理図表、竣工図、工事写真等)を用意して、現場で市の確認を受ける。その際、市は、施設の状態が要求水準書に定められた要求水準及び事業者の提出した事業提案書の内容(以下、「要求水準書等」という。)を満たしているか否かについて確認を行う。

確認の結果、これを満たしていない場合には、市は、補修又は改造を求めることができる。

###### 2) 運営・維持管理段階

市は、事業者の実施する運營業務及び維持管理業務について、要求水準書等に定められた要求水準を満たしていることの確認を定期的に行うとともに、事業者の財務状況についても確認する。

また、開業後3年ごとを目途に、事業者の事業遂行状況とその成果に対する検証・評価を行うための中期モニタリングを行う予定である。この中期モニタリングの詳細については、募集要項等において示すが、例えば、生徒への満足度調査や外部コンサルタントによる事業実施状況の実態把握・評価・課題抽出等を想定する。このモニタリング結果に基づき、事業者は業務改善策等を講じるとともに、事業の更なる質の向上を図るものとする。

## ② モニタリングの結果についての対応

モニタリングの結果、事業者の実施する業務の内容が、要求水準書等に定められた要求水準を満たしていないことが判明した場合、市は業務内容の速やかな改善を求めるとともに、改善勧告、サービス対価の支払延期や減額、債務不履行による損害賠償請求、契約解除等の必要な措置を講ずる。

事業者は、市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。なお、減額等の考え方等は、募集要項等において示す。



## 4. 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

### (1) 立地条件・敷地条件

#### ① 町田忠生小山エリア給食センター事業用地(旧忠生第六小学校)

事業用地(旧忠生第六小学校)の前提条件は、次のとおりである。詳細は、要求水準書(案)を参照すること。

##### ▼町田忠生小山エリア給食センター事業用地の前提条件

事業用地所在地	町田市山崎町 1298 番地 1	
敷地面積	17,353 m <sup>2</sup> の一部(9,000 m <sup>2</sup> 未満)	
建築可能面積	建築面積 3,000 m <sup>2</sup> 未満	
形態制限	用途地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一種中高層住居専用地域</li> <li>・ 木曾山崎地区地区計画の区域内</li> <li>・ (仮称)教育環境整備地区特別用途地区を適用予定(主として学校給食共同調理場の用に供する施設の立地を許容する)</li> </ul>
	容積率	100%(地区計画において 80%)
	建ぺい率	50%(地区計画において 40%)
隣接道路	北側道路:市道忠生 698 号線 認定幅員 6.50~13.64m 建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号適用	
その他	<b>【健康増進関連拠点について】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市では、本事業用地を含む忠生第六小学校跡地において、本事業とは別に、フットサルコート程度の屋内体育施設の整備を検討している(構想段階)。</li> </ul>	

#### ② 南エリア給食センター事業用地(東光寺公園調整池上)

事業用地(東光寺公園調整池上)の前提条件は次のとおりである。詳細は、要求水準書(案)を参照すること。

##### ▼南エリア給食センター事業用地の前提条件

事業用地所在地	町田市南成瀬七丁目 17 番1号	
敷地面積	3,043 m <sup>2</sup> (都市公園告示面積)	
形態制限	用途地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 準工業地域</li> <li>・ (仮称)教育環境整備地区特別用途地区を適用予定</li> </ul>
	容積率	200%
	建ぺい率	60%
隣接道路	西側道路:市道南 1884 号線 認定幅員 6.0m 建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号適用 南側道路:市道南 1816 号線 認定幅員 5.0m 建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号適用	

その他	<p>【都市公園について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業において公園開放部分(800 m<sup>2</sup>以上)を再配置する。</li> <li>・ 都市公園告示区域は、本事業整備に際して廃止した後、本事業により再整備した新たな公園開放部分を、都市公園として再指定する予定である。(2023 年度に手続予定)</li> </ul>
-----	--

## (2) 施設構成の概要

### ① 基本的な考え方

- 1) 生徒数推計や新たな学校づくりの進捗を踏まえ、長期にわたって安定的かつ効率的に給食を提供できる施設の整備を行う。
- 2) 食物アレルギーを有する生徒等に、主要アレルギー食材を使用しない専用献立による給食を提供するために、必要な機能を整備する。
- 3) 供給食数、献立等に応じた機能的な作業空間及び食材動線を構築し、HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point)を始め、関係する衛生基準に則って、適切かつ確実な作業が遂行できる施設を整備し、運営する。
- 4) 「食を通じた地域みんなの健康づくり拠点」として、学校給食事業及び事業者の自主事業の実施に必要な機能を備えた施設とする。
- 5) 災害時において、炊き出し機能等、地域で食の面から活躍できる施設とする。
- 6) 自然エネルギーの活用、省資源化、省エネルギー化を図り、地球環境の保護及びLCC(ライフサイクルコスト)、LCCO2(ライフサイクル二酸化炭素)の縮減に努める。
- 7) 給食センターで働く人、給食センターを利用する人等、すべての人に優しいユニバーサルデザインを重視する。
- 8) 周辺への環境影響に配慮した施設整備・運営を行うとともに、周辺資源との調和に配慮した良好な景観形成を図る。

### ② 施設機能

- 1) 町田忠生小山エリア給食センター（旧忠生第六小学校）
  - a) 供給能力

生徒数推計等を踏まえ、長期にわたって安定的・効率的に提供できる能力を備える。  
そのうち、食物アレルギー対応食は、最大 50 食とする。  
(生徒数推計は、要求水準書(案)を参照すること。)
  - b) 施設規模

立地条件・敷地条件を満たす範囲で、上記の供給能力を備えた施設規模とする。具体的な面積は事業者の提案による。

- c) 主要機能
  - ア) 給食機能  
給食調理機能、事務機能、その他給食調理業務に必要な機能
  - イ) その他機能  
多目的スペース、一般開放用便所、防災機能(災害備蓄倉庫、消防器具置場を含む)、牛乳パック処理室(全センター分及び市内全小学校分を対象とする)
- d) 給食の運営等業務開始時期  
2025年4月1日

2) 南エリア給食センター(東光寺公園調整池上)

- a) 供給能力  
そのうち、生徒数推計等を踏まえ、長期にわたって安定的・効率的に提供できる能力を備える。  
食物アレルギー対応食は、最大40食とする。  
(生徒数推計は、要求水準書(案)を参照すること。)
- b) 施設規模  
立地条件・敷地条件を満たす範囲で、上記の供給能力を備えた施設規模とする。具体的な面積は事業者の提案による。
- c) 主要機能
  - ア) 給食機能  
給食調理機能、事務機能、その他給食調理業務に必要な機能
  - イ) その他機能  
多目的スペース、一般開放用便所、防災機能、街区公園、雨水調整池
- d) 給食の運営等業務開始時期  
2025年9月1日

## 5. 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

---

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約に定める具体的措置に従うこととする。

また、事業契約に関する紛争(裁判所の調停手続きを含む)については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

---

### (1) 基本的な考え方

---

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

### (2) 本事業の継続が困難となった場合の措置

---

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに、事業契約書の規定に従い、以下の措置を講じる。

#### ① 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが事業契約書に規定する要求水準を満たさない場合、その他事業契約書に規定する事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対し、一定期間内に改善を図るように勧告し、改善方策の提出・実施を求めることができる。この勧告にもかかわらず改善が認められない場合、市は、事業契約を解除することができる。

また、事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難であることが合理的に認められる場合には、市は、事業契約を解除することができる。これらの場合、事業者は市に生じた損害を賠償する。

#### ② 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業契約書に規定する市の責めに帰すべき事由により、債務不履行が生じ、事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。

この場合、市は事業者が生じた損害を賠償する。

#### ③ その他の事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力等、その他市及び事業者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者は、事業継続の可否について協議を行う。一定の期間内に協議が整わないときは、市は、事業者に対して事前に書面でその旨を通知することにより、事業契約を解約することができる。

### (3) 金融機関と市との協議

---

市は、事業の継続性を確保する目的で、事業者に対し資金供給を行う金融機関等の融資機関（融資団）と協議を行い、当該融資機関と直接協定（ダイレクトアグリーメント）を締結する場合があります。

## 7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

---

### (1) 法制上及び税制上の措置

---

事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

### (2) 財政上及び金融上の支援

---

市は、国からの交付金の交付を受けることを想定しているが、これを除き、事業者に対する補助・出資等の支援は行わない。なお、事業者の提案によっては、国からの交付金の交付を受けないことも考えられる。

ただし、事業者が本事業実施にあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市は事業者がこれらの支援を受けられるよう必要に応じて協力する。

### (3) その他の事項

---

市が国からの交付金の交付を受ける場合には、市が支払う建設の対価の一部を、国からの交付金をもって充当することを予定している。事業者は市の申請手続きに協力する。

## 8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

---

### (1) 議会の議決

---

事業契約に係る債務負担行為については、2022年6月に町田市議会の議決を得ている。  
また、事業契約の締結に関する議案は、令和5年第1回町田市議会定例会に上程する予定である。

### (2) 応募に伴う費用負担

---

参加表明書及び事業提案書の作成・提出等、応募者の応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

### (3) 情報公開及び情報提供

---

市は、市ホームページ等を通じて適宜、本事業に関する情報を提供する。

### (4) 問合せ先

---

町田市教育委員会 学校教育部 保健給食課  
〒194-8520 町田市森野二丁目2番 22 号  
TEL:042-724-2177  
E-mail:[mcity5600@city.machida.tokyo.jp](mailto:mcity5600@city.machida.tokyo.jp) (受信専用)  
町田市ホームページ:<https://www.city.machida.tokyo.jp/>

## 資料1 リスク分担表

本事業に係るリスクについては、原則として、契約上又は信義則上の義務を負う者がリスクを負担する。ただし、事業に伴って発生したリスクについて、義務を負担する者以外の者の責めに帰する事由がある場合には、帰責者が当該リスクを負担する。市及び事業者の双方の責めに帰すことができない場合、又は上記の原則と異なる取扱いをする場合におけるリスクの負担者は、下表のとおり。

### 【共通事項】

リスク項目		No.	リスク概要	リスク分担	
				市	事業者
制度関連リスク	法令リスク	1	本事業に直接関わる法制度等の新設・変更等に関するもの	●	
		2	上記以外のもの		●
	税制度リスク	3	事業者の利益に係る税制度の新設・変更等(例:法人税率の変更)		●
		4	上記以外のもの(消費税の変更を含む)	●	
社会リスク	住民対応リスク	5	本事業計画自体に関する反対運動の訴訟・要望に関するもの	●	
		6	事業者が行う業務に起因するもの(事業者が行う調査、建設、運営・維持管理に関するもの)		●
	環境保全リスク	7	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気に関するもの		●
不可抗力リスク	8	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するものの内、一定の金額、又は、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲を超えるもの	●		
	9	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するものの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲のもの		●	
金利リスク	10	基準金利確定(※1)前の金利変動に関するもの	●		
	11	基準金利確定(※1)後の金利変動に関するもの		●	
物価変動リスク	12	建設期間中における一定の範囲を超える資材物価変動に伴う事業者の費用の増減	●		
	13	運営・維持管理期間における一定の範囲を超える物価変動(インフレ・デフレ)に伴う事業者の費用の増減	●		
	14	上記以外の物価変動(インフレ・デフレ)によるもの		●	
契約締結リスク	15	議会の承認が得られないこと等による、契約の締結の遅延又は中止	●※2	●※2	

※1 基準金利の確定日は、各センター引渡日の2営業日前する。

※2 契約締結に至らない場合や契約締結が遅延した場合、それまでに官民各々にかかった費用及び契約遅延により生ずる費用は各々が負担する。



【建設段階】

リスク項目		No.	リスク概要	リスク分担	
				市	事業者
設計・調査リスク	調査リスク	16	市が実施した測量・調査に誤りがあったことに起因するリスク	●	
		17	上記以外の測量、調査に起因するリスク		●
建設リスク	用地リスク	18	事業用地の地質・地盤状況及び土壌汚染並びに地中障害物、埋蔵文化財等に関して、市が公表した資料に示されたもの又は市が公表した資料から合理的に予測できるものに対応するために必要な費用		●
		19	事業用地の地質・地盤状況及び土壌汚染並びに地中障害物、埋蔵文化財等に関する上記以外の費用	●	

【運営・維持管理段階】

リスク項目	No.	リスク概要	リスク分担	
			市	事業者
施設の契約不適合リスク	20	契約不適合責任期間内に施設に契約不適合が見つかったことに関するもの		●
	21	契約不適合期間経過後に施設に契約不適合が見つかったことに関するもの	●	
施設損傷リスク	22	第三者(本施設の利用者を含む)による施設の損傷	●※1	●※1
修繕費コストリスク	23	事業期間内に発生した修繕で、事業者が当初想定した修繕費が予想を上回ったことに関するもの		●
事故リスク	24	市が行う業務に関する事故等に起因するもの	●	
	25	事業者が行う業務に関する事故等に起因するもの		●
需要変動リスク	26	生徒数の変動及び新たな学校づくりによる食数・配送校の変動について、市が募集要項等で提示した事実に基づき生じたもの(毎年度の給食提供対象となる生徒数が、要求水準書(案)に示す生徒推計値と比べて、その差が1割未満の場合を含む)		●
	27	・毎年度の給食提供対象となる生徒数が、要求水準書(案)に示す生徒推計値に比べて、その差が1割以上多い又は少ない場合 ・新たな学校づくりその他の理由による配送校の変動について、市が募集要項等で提示した事実と異なる事象が生じた場合	●※2	
異物混入リスク (食中毒リスク)	28	食材調達・検収支援業務における調達食材の異常、異物混入等	●※3	●※3
	29	検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常	●※3	●※3
	30	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		●
	31	調理時における加熱等が不十分であることに起因する調達食材の異常		●
	32	調理、配送、配膳業務における異物混入等		●
	33	配膳以降、生徒に給食が供される間における異物混入等	●	
食物アレルギー対応リスク	34	・生徒の食物アレルギーに関する情報収集の不備、校内での配食ミス、献立作成ミス等による発症 ・突発的な発症(事前の把握が困難なアレルギー物質による)	●	
	35	・食材調達時の誤り ・調理段階における禁忌物質の混入による発症 ・配送先の誤り等事業者の責による誤食での発症		●
配送及び配膳遅延リスク	36	交通混雑、悪天候による遅延のうち、通常想定できない要因によるもの	●	
	37	上記以外の交通混雑、悪天候によるもの		●
	38	調理の遅延によるもの		●
	39	事業者の交通事故による遅延		●
	40	食材の納入遅延による遅延	●※4	●※4

リスク項目	No.	リスク概要	リスク分担	
			市	事業者
運搬費用増大リスク	41	物価、計画変更等以外の要因による運搬費用の増大 (交通事情悪化による運送費増加等)		●
食器等破損リスク	42	帰責者を問わず食器等が破損した場合の費用	△※5	●
残渣処理リスク	43	食べ残し等による残渣処理費用の変動		●

※1 事業者の善管注意義務違反、管理義務の懈怠によって引き起こされた第三者の施設損傷リスクは事業者、それ以外は市の負担とする。また、保険等の措置によりカバーされる損害及び一定の金額は、事業者の負担とし、それ以外は市の負担とする。

※2 サービス対価の見直しの協議を行う。

※3 対応について市・事業者間で協議を行う。

※4 事業者の責に帰する事由により生じた遅延リスクは事業者、それ以外の事由による遅延リスクは、市が負担する。

※5 △は従リスクを示す。この場合、学校において、要求水準書に基づき事業者が確保する予備分を超過して多量の破損が生じた場合は、市のリスクとする。

#### 【事業終了段階】

リスク項目	No.	リスク概要	リスク分担	
			市	事業者
施設の性能確保リスク	44	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		●